平成２４年（フ）第１３４０号
横浜市磯子区久木町20番46―103号
債務者　山内恵梨香
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３５４号
大阪府東大阪市荒本新町３番13―707号
ターミナルプラザ707号
債務者　加納　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２９号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目33番地９　カーサセラ301
債務者　鴇田　　藍
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４９号
神奈川県高座郡寒川町岡田５丁目15番17号
メゾンヒルズ寒川Ⅲ102号室
債務者　藤田由美子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５号
岡山市中区藤崎66番地
債務者　入谷　隆子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９２号
岡山市中区福泊42番地11　レオパレス福泊Ｂ―107
債務者　柏　　委子（旧姓下山）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
長野県佐久市猿久保900番地１　オーケーハイツ205
債務者　小林　初美
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２１５号
愛知県豊田市柿本町５丁目64番地　平野ハイツ303号
債務者　梅原　敏史
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
静岡市葵区大岩２丁目13番20―204号
債務者　小山エドナ
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５号
熊本県天草市船之尾町19番地20
債務者　平山チエ子（旧姓祝原）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後２時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第３０号
長崎県平戸市鏡川町204番地２
債務者　橋口　正人
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
長崎県平戸市鏡川町204番地２
債務者　橋口　初子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
静岡市清水区南矢部700番地の１　オークヒルハイツ401
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１４７０号
福岡市博多区美野島１丁目３番７号
破産者　株式会社システム電通工事
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市上之園町14番24号
破産者　有限会社マチダ科学
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７７８号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目２番34号
破産者　株式会社田島建材
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部